

令和6年度 第3回西伊豆町子ども・子育て会議（議事録）

- 1 開催日：令和7年2月14日(木)13:30～15:10
- 2 場所：西伊豆町保健センター2階会議室
- 3 出席者：カトウ悠名委員、花田麻莉子委員、藤井美貴委員、佐久間佳子委員
山本美生委員(園長)、齋藤雅子委員(園長)、山本昭代委員(副会長)
森真治委員(会長)、藪田栄和委員、山本美智留(福祉係)委員
星野町長(オブザーバー)、(株)ぎょうせい見山研究員(オブザーバー)
まちづくり戦略課 齋藤係長(オブザーバー)、健康福祉課 木野主
幹、菅谷保健師(オブザーバー) 【事務局 朝倉通彰 萩原宏実】

■会 長：それでは、議事に入ります。議事についてはスムーズに行い、1時間程度を目標に進めていきたいと思っておりますのでご協力の方よろしく願いいたします。

議題(1)第3期子ども子育て支援事業計画(案)について、事務局から説明をお願いします。なお、議事ごとに質問の時間を設けますのでよろしくをお願いします。

■萩 原：はい、事務局からお話しさせていただきます。

議題(1)第3期子ども子育て支援事業計画(案)について、説明をさせていただき前にも前回会議にて承認をいただいた骨子案の一部について修正の御連絡をさせていただきたいと思っております。資料については、本日お配りしたA4横の両面刷りの資料をお手元をお願いいたします。説明はぎょうせいの見山さんよりお願いします。

■見山研究員：ぎょうせいの見山です。ご説明させていただきます。着座にて失礼いたします。A4横版の資料をお手元に御用意いただきまして、早速この内容に沿って説明させていただきます。まず一番最初にお詫びしなきゃいけない所がございます、A4横の資料でちょっと進んでいただくと私の資料の参照ミスがあって数字が変わってしまった所があるので、それはこの全体の説明の中でこの部分ということで御説明をさせていただきます。資料1ページの上から対象となる箇所の素案は1ページになりますが、計画の概要で令和5年の人口動態統計概数というもので前回は資料を作らせていただいていたんですけれども、これが、確定数が出たことに伴いまして概数という文字を取らせていただいて、令和5年の人口動態統計という文言に変わっております。年間の出生数、これは過去最低であることは変わりはないんですけれども72万7,277人と前回は御説明をさせていただきましたが72万7,288人であったということになっております。続きまして素案の3ページこちら軽微な修正、カギカッコが追加されたとかそういった所がございますが、軽微な修正については

ちょっと割愛をさせていただきたいと思います。素案同じく3ページの所でA4横版の資料2ページです。素案の3ページで一番下に5番のその他、「子ども」及び「こども」の表記についてという文言が段落という項目が追加されております。一般的にというか、今ここ1・2年ぐらいでは「子ども」という表記を自治体で使う場合は平仮名による「こども」が望ましいというふうになっているんですけども、漢字の「子供」と漢字と平仮名の「子ども」と全部平仮名の「こども」この3つの表記が実は色んなところで混在している状況でございます。法律によって、その表記が指定されているものもあつたりしますので、平仮名の「こども」をあえて推奨されているからということで使うことをせずに、本計画では平仮名の「こども」というものの定義が社会に十分浸透していないということ踏まえまして、本計画では法令に根拠があるものについては、その法令で使われている漢字だったりというものを使います。それ以外については特別な場合を除きまして、漢字の「子」に「ども」と平仮名で表記をするということがこちらに追加されております。続きまして素案の5ページです。資料は2ページの下段になりますけれども、グラフに静岡県のデータを追加させていただきました。静岡県のデータと見比べてみますと世帯平均人数ですね、世帯平均人数については静岡県の数値よりも少ないということになっておりますけれども、傾向としては静岡県も西伊豆町も同様に世帯平均人数というのは減っているというような同じような傾向が出ております。続きまして資料が3ページで素案の方が6ページになります。こちらにも静岡県のデータを追加させていただきました。こちらにも18歳未満の世帯員のいる一般世帯数の推移というところなんですけれども、こちらにも静岡県の数値よりも西伊豆町は少ないという状況になっておりますが傾向としては県と同様な傾向を辿っているというかたちになっております。素案の7ページにも同じように静岡県のデータを追加させていただきましたが、こちらにも同様に傾向としては県の傾向と大きく変わらないという状況になっております。続きまして資料の4ページです。こちらは私が冒頭に申し上げました私の資料の作成ミスによって全然違う数字になってしまっている所でございます。資料の左側が元々の骨子案の内容だったんですけども資料を更新させていただきました。令和5年時点で出生数が17人であったのに対して死亡数が196人と自然動態としては179人の減少となっておりますというような表記をさせていただきました。前回の説明内容と比べて大きくマイナスの人数、自然動態の減少数が大きくなっております。ですので、人口減少の状況としては冒頭に町長がおっしゃったとおりですね、人口減少の状況としては非常に厳しい状況にあるということが言えると思います。続きまして資料の5ページを御覧ください。

素案の方は9ページになります。こちら私の資料の作成ミスによる修正が入っているんですけども、婚姻・離婚の状況ですね。こちらが更新になっております。令和5年時点で平成27年と比較して7組減少していると。それから総数としては婚姻数が令和5年時点では7組となっています、ということです。離婚数は1年間に7組～16組の間で推移しておりまして婚姻件数を下回っているということになっております。続いて資料の7ページを御覧ください。素案の方では30ページになります。こちらが施策の体系ということで前回お示しさせていただいた体系についてなんですけれども、実際計画を作っていく中で、ここの部分の施策というのは基本目標を入替え違う基本目標に該当するのではないかと色々検討した結果、更新をさせていただきまして資料で言うと右側の施策の体系に新しく更新をさせていただいております。前回の骨子案に対しまして全体として「子供」及び漢字の「子」を含む「子ども」と平仮名の「こども」の表記の修正をさせていただいております。以上が前回からの修正点になりますけれども、これから計画案が固まってきたところで町民の皆さんにも計画を見ていただくという手続き、パブリックコメントという手続きを控えているということで伺っておりますけれどもパブリックコメントの手続きまでに可能な限り校正を進めまして、内容の変更に係る修正というのはおそらくないかなと思うんですけども、細かな文言の修正ですとか言い回しの変更こういったものが必要に応じて加えていきたいと思っておりますので御了承ください。以上です。

■会 長：ありがとうございます。今、骨子案からの修正点についていくつか説明いただきましたがこれについて確認点、質問等はございますでしょうか。よろしいでしょうか、無いようでしたら事務局の方で引き続きお願いいたします。

■萩 原：それでは、議題(1)に入ります。第3期子ども子育て支援事業計画案について御説明させていただきます。資料は事前に配布させていただいた左上1点止めの少しボリュームのある資料と同じく事前配布してます量の見込みの算出資料と本日配布しましたスケジュール表、A4横のワンペーパーを使用して説明の方をさせていただきます。資料の方はボリュームのある素案31ページからお願いしたいと思います。30ページまでは前回の会議までですすでに承認を得ておりますので説明の方は割愛させていただきます。時間の関係上ですね、すべて読んでいくと時間が大分かかってしまいますので、事前配布しておるところもありますので一部割愛しながら進めさせていただきたいと思っております。31ページの方から失礼します。第6章 施策の展開 基本目標 安心して子どもを産み育てられる社会の実現 基本施策 1-1 幼児期の教育・保育の提供体制の整

備 特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の利用を希望する保護者が育児休業満了時から安心して保育サービスを利用できるよう、利用者の生活実態及び意向を踏まえ、サービス提供体制の確保を質の高いサービスの充実を図ります。こちらについて、中身は(1)～(3)に示しております教育・保育施設の整備、地域型保育事業の整備、保育士の資質向上というものをテーマに整備していきたいと思えます。次のページになります。基本施策 1-2 地域における子育て支援サービスの充実 すべての子育て家庭への支援を行うため、きめ細かな子育て支援サービスを効果的・効率的に提供します。こちらについてはどういったものかということ(1)地域子ども・子育て支援事業提供体制の整備、(2)放課後児童クラブの環境改善、(3)休日保育の検討になります。ページの方は次の33ページになりまして、基本施策 1-3 相談事業・情報提供の充実 教育・保育についての各種相談事業の充実とともに、相談事業を情報提供の場として位置付けて、各分野にまたがる相談機関同士の適正な情報共有・情報の総合化を図ります。また、子育てに関する情報について情報を必要とする人に確実・迅速に提供できるようにすることを基本に、さらなる情報提供の充実を図ります。こちらの充実方法ですが、(1)地域子育て支援センター事業の推進、(2)子育て育児相談支援体制の充実、(3)子育て情報ネットワークの確立、(4)子育て情報の充実を図りたいと思えます。35ページをお願いします。基本目標 2 子ども・若者の健やかな育ちを支える社会の実現 基本施策 2-1 健やかな育ちのための教育環境等の整備 次代の担い手である子どもたちが、将来、親となるために心豊かな人間性を備え、個性豊かに生きる力を伸長することができるよう、確かな学力の向上、豊かな心の育成、健やかな身体の育成、信頼される学校づくりなどに取り組み、学校の教育環境等の整備に努めます。また、子ども・若者が将来安心して出産、子育てできる環境を整備するため、家庭・学校・地域それぞれの責任と役割のもとに、相互の連携協力を図りながら家庭や地域の教育力を向上させるとともに、社会全体で子どもたちの健やかな成長を育む、地域が主体となった子育てしやすいコミュニティづくりを推進します。こちらは(1)認定こども園と小学校との連携の推進、(2)次代の親の育成、(3)家庭の教育力の向上、(4)ボランティア活動の促進をテーマ実施していきたいと思えます。基本施策 2-2 母子保健の充実 こちらは地域を担う若者世代が安心して子育てできる環境を整えるため、妊娠期・出産期・新生児期及び乳幼児期を通じて母子の健康が確保されるよう、母子保健における健康診査、訪問指導、保健指導等の充実を図ります。また小児医療体制の確保・充実に取り組みますということで、こちらは(1)母子健康手帳の交付、(2)妊婦・産婦健康診査、(3)妊産婦・新生児訪問指導、こんにちは赤ちゃん訪問

事業、(4)乳幼児健康診査、(5)予防接種事業、(6)多様な健康相談、学習機会の充実、(7)子育て世代包括支援センターの設置、(8)乳幼児医療体制の確保、(9)産後ケアの充実を図ることを推進しながら行っていききたいというものになっております。基本施策 2-3 子どもの安全を守る地域づくり 子どもが交通事故や犯罪等の被害に遭わないよう関係機関・関係団体と密接に連携して、交通事故防止対策・防災対策を推進するとともに防犯に関する普及啓発を図ります。テーマとしては、(1)安全な道路交通環境の整備、(2)交通安全教育の推進、(3)交通・防犯ボランティアなどへの支援と各種パトロールの実施、(4)子どもの防災訓練・防災教育の推進、(5)不審者情報の提供、こちらを推進していききたいと思います。基本施策 2-4 仕事と家庭生活を両立できる働き方の支援 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に向けた働き方の見直しを図るために、県、地域の企業、労働者団体、子育て支援活動を行う団体などと連携しながら地域の実情に応じた取り組みを進めます。(1)男女共同参画意識の啓発、(2)男性の育児参加の促進、(3)子育ての支援する就労環境づくりの促進、(4)女性の就労のための支援を推進していききたいと思います。基本目標 3 誰一人取り残さない子ども・子育て支援体制の実現 基本施策 3-1 障がい児支援対策の充実 障がいの早期発見・早期療育に向けて乳幼児健診事業を充実し、受診漏れのないように実施することを基本に発達・発育に関する相談事業を実施します。特に発達障がい等早期療育が必要な子どもには適切な福祉サービスを紹介するとともに適宜、節目ごとに連続的に支援を行うことができるように努めます。こちらについては、(1)早期発見・治療の推進、(2)障がい児保育、(3)障害児通所支援事業、(4)障害児短期入所事業、(5)障害児日中一時支援事業、(6)療育教室、(7)発達相談支援事業の推進を行っていきます。基本施策 3-2 子どもと子育て家庭のための経済的な支援 高校生までの子どもがいる家庭に対して児童手当を支給するとともに、高校生までの医療費を助成するなど子育て家庭の経済的支援を行います。また、ひとり親家庭、生活困窮世帯など経済的に困難を抱える子育て家庭への経済的支援を行い、すべての子どもにとって学習機会の確保を図ります。(1)児童手当、子育てのための施設等利用給付等に関する制度の周知、(2)すくすく医療費助成、(3)ひとり親家庭等医療費助成、(4)重度障害者医療費助成、こちらの項目をテーマに事業の方を進めていききたいと思います。基本施策 3-3 子育てしやすい生活環境の整備 身近な地域に、いつでも気軽に出かけて行き、安全に安心して親子が過ごせる遊び場などを整備し、快適な生活環境となるように住みよいまちづくりを推進します。こちらについては、(1)公園・広場等の整備推進、(2)公共施設における「子育てバリアフリー」の推進、(3)

安心して外出できる環境の整備、こちらのテーマを基に考えながら対応していきたいと思います。基本目標4 子ども・若者の尊厳が尊重される社会の実現 基本施策4-1 児童虐待防止対策の充実 こちらは(1)児童相談所等との連携による児童虐待予防体制の強化(2)児童虐待に対する相談の充実になります。基本施策4-2 子どもの権利の保障(1)子どもの権利の普及啓発、(2)要保護児童対策地域協議会との連携、(3)人権に関する相談・教育・啓発の推進を行い、子どもの権利の保障に努めたいと思います。基本施策4-3 子ども・若者の意見の尊重 子どもの意見募集の推進、こちらをテーマに子どもの意見を聴取する取り組みを検討し、実施していきたいと思います。46 ページになりまして、第7章 主要事業の量の見込みと提供体制になります。こちらから実際の施策について量の見込みと確保方策というもので御案内していきませんが、そもそも量の見込みというものなんですけれども、こちら資料の47 ページに記載しておりますとおり4段落目、量の見込みとは、幼児期の教育・保育、地域子ども・子育て支援事業及び町が実施するその他の子ども・若者、子育て当事者への支援に資する取り組みの対象者人口の動向、町民アンケート結果、これまでの事業実績等を総合的に勘案し、今後必要となるサービス量のことを言います。次に子ども・若者人口の推計ということでこちらは住民基本台帳の人口実績に基づく、コーホート変化率法という変化率を使って将来人口を予測したものを見込みの数値としてこのあと使用させていただいております。次のところから見込みと確保方策が出てくるんですけれども、資料50 ページの幼児期の教育・保育給付の量の見込みと確保方策のところから説明させていただきます。1号認定、ここで言っているのはこども園の幼稚部を指しております。事業の概要ですが、3歳～5歳児の1号認定子どもを認定こども園幼稚部において保育し、適当な環境を整えてその心身の発達の助長を支援します。量の見込みは、このグラフの下に※印で書いてありますが、町民アンケートの調査に基づく見込みを記載しています。量の見込みに対し確保方策が町内2園の定員数57 というものになりまして、今後の方向性としては仁科認定こども園・伊豆海認定こども園の2園で実施していき、各園の受け入れ可能定員はニーズ量を十分満たしているものとなっています。引き続き今後の利用ニーズを勘案しつつ、施設の規模に合わせた適正な定員数を確保しますというのが、今後の方向性になります。次に51 ページ、2号認定こちらは、こども園の保育部にあたる部分になります。事業の概要 3歳～5歳児の2号認定子どもに対して、こども園・保育園等において適正な保育を実施し、児童の健全な育成を図るとともにその保護者の子育てを支援します。こちらの量の見込みについても町民アンケート調査に基づく見込みを記載しております。量の見込

み・確保方策については、数値から確保方策の方が大きいため満たしている状況になります。今後の方向性 引き続き今後の利用ニーズを勘案し、適正な定員数を設定していきたいと思えます。続いてページ 52 ページ。3号認定、こちらまこども園の保育部になりますが0歳児及び1・2歳児の3号認定子どもに対して、こども園・保育園及び特定地域型保育事業等において適正な保育を実施し、児童の健全な育成を図るとともにその保護者の子育てを支援します。こちらの0歳の量の見込みについては、実績に基づく見込みを記載しています。1～2歳の量の見込みは町民アンケート調査に基づく見込みを記載しています。量の見込み・確保方策の数値を見比べると、どの歳児も確保できる計画となっております。3号認定の保育利用率とありますが、こちらの保育利用率の考え方は、当該年度の量の見込みと当該年度の年齢別推計人口を使っております。下の※印を見ていただきご理解いただければと思えます。今後の方向性としましては、こども園2園、地域型保育事業（家庭的保育（保育ママ））にて保育を実施し、各園及び地域型保育事業によりニーズに対応していくという計画にさせていただいております。53 ページになりまして利用者支援事業。事業の概要 子どもや保護者の身近な場所などで教育・保育施設の地域の子育て支援事業の利用などについて情報の集約と提供を行うとともに、それらの利用にあたっての相談に応じる事業、また関係機関との連絡や調整等を行います。量の見込み、こちら令和7～11年度すべて2園ということで、こちらま確保方策で基本型を2園とし差し引き0と各年となっております、ここの部分、今後の方向性ですが現在、地域子育て支援センターを仁科と田子の方で設けておりまして、その役割を担っております。これを引き続き利用する中で支援を必要とする家庭の状況を継続的に把握して、情報の集約と提供を行うとともに必要に応じて関係機関と協力し支援プランを策定するなどの支援を行いたいと思えます。また、今後は市内各関係機関と連携して子ども家庭センターの設置について検討します。54 ページをお願いします。時間外保育事業（延長保育事業）になります。事業の概要 保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日、利用時間以外の日及び時間において、認定こども園等において保育を実施する事業です。量の見込みについては、町民アンケート調査に基づく利用実人数の見込みを記載しています。今後の方向性ですが、町民アンケート調査結果に基づく量の見込みでは若干のニーズが見られますことから時間外保育事業の実施について文教施設の再編も含め、検討を行いたいと思えます。55 ページ、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）になります。事業の概要 仕事などで日中保護者が家庭にいない小学生を対象に授業の終了後に公共施設などを利用して適切な遊び、生活の場を用意し、その健全な育

成を図る事業になります。量の見込みは、令和9年度から減少傾向になると思いますが、クラブの定員数は38名になりますので対応が可能と考えております。量の見込みは、実績に基づく利用実人数の見込みを記載しています。今後の方向性 放課後児童クラブは仁科小学校の余裕教室を利用して1カ所で実施しています。町民アンケート調査結果に基づく量の見込みでは令和8年度の見込み数が最も多くなっており、定員を超過することが危惧されますが、その後は少子化の影響により減少するとみられています。すべての児童が毎日利用するという状況ではないので現状の定員数を維持しつつ、利用ニーズを注視しながら柔軟な受け入れが可能となるように努めていきたいと思っております。56ページになります。

子育て短期支援事業（ショートステイ） 事業の概要 保護者が疾病、疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に児童養護施設などで養育・保護を行う事業です。量の見込みと確保方策は下に書いてあるとおりになります。量の見込みは町民アンケート調査に基づく年間の延べ利用人数の見込みを記載しています。今後の方向性 町民ニーズ調査による量の見込みでは、一定の町民ニーズが確認されていますが、サービスを提供できる事業所が町内にないことから町単独での実施は困難となっています。今後も町民ニーズの動向を注視し必要に応じて町外の事業所でのサービス利用に繋げるなど相談支援の充実を図ります。続いて、乳児家庭全戸訪問事業です。こちらの事業概要は、医学的にも乳児期早期は母親が育児不安を強く感じるため、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業となります。量の見込みは、当該年度における0歳児の推計人口を記載しております。今後の方向性、現在の実施体制で利用ニーズに対応していくことにより、すべての家庭に訪問し支援を行います。57ページ、養育支援訪問事業です。事業の概要 養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師・助産師・保育士などがその家庭を訪問し、養育に関する指導・助言などを行い適切な養育の実施を確保することを目的とした事業です。量の見込みと確保方策 量の見込みは、当該年度における0歳児推計人口を記載しています。本町では、乳児家庭全戸訪問事業で対象世帯の把握を行っております。実施体制は保健師4名で係は健康係、福祉係で行っているような状況になります。今後の方向性 乳児家庭全戸訪問事業にて対象となった家庭に対し必要な支援を行います。続いて、地域子育て支援拠点事業です。事業の概要 乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談・情報の提供・助言その他の援助を行う事業です。量の見込みは、地域子育て支援事業の利用実績に基づく年間の延べ利用人数の見込みを記載しています。実施場所は仁科と田子の

こども園に併設しています子育て支援センターになります。今後の方向性です。コロナ禍以降、利用者数が大きく減少していますが一定のニーズがあることから事業を継続実施するとともに拠点の再編も含めた検討を行いたいと思います。58 ページをお願いします。一時預かり事業です。事業の概要 家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において認定こども園、その他の場所で一時的に預かる事業です。当町では下段の量の見込みと確保方策（幼稚園型を除く）というところを活用している状態になりまして、保育の実施の対象とならない児童のうち西伊豆町に住所を有する1歳～就学前の児童を対象とした事業となっております。量の見込みは、実績に基づく年間の延べ利用人数の見込みを記載しております。見込みに対して確保方策は満たしているものとなっております。今後の方向性 町民アンケート結果による見込みでは一定の利用ニーズが見られますが当面の間は幼稚園型を除く一時預かり事業による受け入れを行います。田子の地域子育て支援センターにて実施している状態になります。近年はニーズの高まりが見られておりまして、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）による確保を含め、より一層充実した事業を実施できるよう体制整備に努めます。59 ページ、病児保育事業になります。事業の概要 病气中や病後の子どもを病院・保育所に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業です。量の見込みですが町民アンケート調査に基づく年間の延べ利用人数の見込みを記載しているものになります。こちらについては、確保方策は資料にお示ししてある状態になります。町民アンケートの結果で一定の利用ニーズが見られますが事業の実施には看護師や保育士等の確保が必要となるため、町単独での実施は困難となっております。子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）の実施や周辺市町を含めた広域での実施を含め、ニーズへの対応策を検討していきたいと思います。60 ページになります。子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業、就学児対象）です。事業の概要 乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かりなどの援助を受けることを希望する方と援助を行うことを希望する方との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業となります。量の見込みはこちらも町民アンケート調査に基づく年間の延べ利用人数見込みを記載しています。確保方策については、仕組みづくりと運営方法が課題となりなかなか難しいというのが現状となっております。町民アンケート結果で若干の利用ニーズがみられております。事業の実施には依頼会員の把握、提供会員の確保など地域住民の協力によりサポート体制を整備していく必要があるため、保護者や地域の方々の協力を得ながら実施体制の整

備について検討したいと思います。61 ページです。妊婦健康診査になります。事業の概要 妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。量の見込みは、一人当たりの利用回数を 16 回と想定し、量の見込みに記載の人数に乗じたものになっております。量の見込み・確保方策については記載にある通りです。今後の方向性 現在の実施体制で利用ニーズに対応していくことにより、妊婦の健康の保持及び増進を図ります。令和 7 年度から遠方の産科医療機関で受診する妊婦健診時にかかる交通費支援を実施します。自宅から妊婦健診を実施する施設までおおむね 60 分以上の移動時間を要する妊婦に対してタクシー移動の場合は実費額、その他の移動は町の旅費規定に準じて算出した交通費の額の 8 割を助成しますということで今、検討している状態になります。続いて実費徴収にかかる補足給付を行う事業 事業の概要 低所得世帯を対象に特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具のその他の教育保育に必要な物品の購入に要する費用、または行事への参加に要する費用を助成する事業です。今後の方向性 現在、本町では実施していない事業ですが「子どものための教育・保育給付」を拡大して、引き続き、現在行っているこども園において保育料の無償化や給食費の無償化を行ってきたいと思います。62 ページです。多様な事業者が本制度に参入することを促進するための事業 事業の概要 多様な事業者の能力を活用するため、新規参入施設等の事業者への支援を行い、地域ニーズに即した保育事業等の拡大を図る事業です。今後の方向性 事業者等より相談があった場合には町民ニーズや国及び近隣自治体の動向を踏まえた検討を行っていきたいと思います。次に子育て世帯訪問支援事業です。 事業の概要 家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに家事・子育て等の支援を実施する事業です。量の見込みに対し、確保方策は同数としすべて行うというところで対応したいと思います。こちらの量の見込みについては、事前に配布しております A4 の資料、左上に子育て世帯訪問支援事業という書き出しがあるものの算出式から出した量の見込みを記載させていただいているものになります。このあとの施策については、すべてこの量の見込みの算出資料から数値を作っているものになります。子育て世帯訪問支援事業の今後の方向性は、支援が必要と思われる子育て家庭を訪問し、子育ての相談や学習環境を整えるための助言等の支援を実施していきたいと思います。63 ページです。児童育成支援拠点事業になります。事業の概要 養育環境等に課題を抱える、家庭や学校

に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて生活習慣の形成や学習のサポート、進路などの相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及びその家庭の状況をアセスメントし、関係機関への繋ぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供する事業になります。量の見込みは、先ほどお話しましたとおり別に配布しております A4 資料に記載の方法で記載しております。今後の方向性として、町では何らかの心理的または情緒的な原因で学校へ登校しない、またはしたくてもできない状態にある児童及び生徒に対する相談・指導を行い、学校への復帰を支援するために教育支援センターを設置しています。こちらは田子で開設している適応指導教室のことを指しております。教育支援センターは適応指導教室のことをお伝えしております。指導員の確保が課題となっていますが、児童育成支援拠点施設として今後も児童をサポートする場として開設して行くよう努めたいと思っております。64 ページをお願いします。親子関係形成支援授業になります。事業の概要 児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行う事業になります。量の見込みと確保方策ですが、事前にお配りしている A4 の資料からの算出になっております。こちらについて令和 7 年度は、体制の整備が間に合わないことが想定されるので令和 8 年度から実施していきたいものとなっております。今後の方向性 同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換を行う機会を設け支援したいと思っております。65 ページになります。妊婦等包括相談支援事業 事業の概要 妊婦等包括相談支援事業は妊婦等に対して面談その他の措置を講ずることにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業となっております。量の見込みと確保方策については、表内に記載されている数式と先にお配りしている A3 の算出資料からの記載となっております。今後の方向性は住民の妊娠・出産、子育てに関するニーズを的確に把握し、それぞれの時期に抱える不安の軽減を図るため妊娠期から養育者の心身の健康や子どもの発達・発育に合わせた育児の相談ができるよう支援していきたいと思っております。66 ページです。乳児等通園支援事業いわゆる（こども誰でも通園制度）になります。事業の概要 満 3 歳未満の乳児または幼児に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、当該乳児または幼児及びその保護者の心身の状

況、養育環境を把握するための当該保護者との面談並びに当該保護者に対する子育てについての情報提供、助言その他の援助を行う事業です。こちら量の見込みについては別にお配りしている A3 用紙の量の見込み算出資料から記載させていただいているものです。こちらについて、量の見込みですが0歳児については現状定員が3名しかありませんが、比較的このニーズが高い状況にありまして、そこに対応するのが精一杯な状況なので当面の間は0歳児についてはなかなか受け入れが難しいというのが現状になっております。1・2歳については令和8年度以降は徐々に対応ができるかなというところで今、予定はしている状況になります。今後の方向性は、対象となる乳児または幼児に適切な遊び、生活の場を提供するとともに当該乳児または幼児およびその保護者の心身の状況及び養育環境を把握し、当該保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行っていききたいと思います。67 ページの産後ケア事業です。事業の概要 退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができるよう支援する事業になります。量の見込みと確保方策については別にお配りしている A4 用紙、量の見込み算出資料にお示ししているものになります。今後の方向性 産後の一定期間において育児支援を必要とする母子を対象に、心身の安定と育児不安の解消を図っていきます。実施の内容については以下に記載しているものになります。以上が量の見込みと確保方策の部分になります。最後に第5節 68 ページですが、幼児期の教育・保育の一体的な提供及び推進方策ということで、1. 認定こども園の普及に係る基本的な考え方 2. 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割等に係る考え方と推進方策 3. 教育・保育施設、地域型保育事業所間の連携及び小学校等との連携の推進方策 こちらについて記載させていただいている通りになります。69 ページでは第6節、子育てのための施設等利用給付の円滑な実施について記載している通りで、70 ページ最後になりますが、計画の推進について 第1節. 計画の推進体制ということで1. 関係機関等と連携していくことと2. 社会情勢や経済情勢に合わせた柔軟な対応をしていきますというものとなっております。第2節では、進捗状況の把握も実施していきながら第3期の町の子ども・子育て支援事業計画として推進していききたいというものになります。それ以降の資料は参考資料ですので説明の方は割愛させていただきます。足早ではありましたが説明の方は以上になります。そのままスケジュールを説明させてください。今日、お配りしている A4 横刷りのピンクと赤のカラーのものなんですけれども、こちらの表の下から4行目の施策の検討・素案の作成というのが今日資料を提示させていただいているものになります。一番下で子ども・子育て会議ということで黒

丸が入っているのがまさに今日で、今日この場で素案に対して質疑応答、ここの文言はこうした方がいいんじゃないのか等、御意見をいただいたうえで、このあと下から3行目のパブリックコメント、町民の方の意見を聞いてというふうになります。それを踏まえて最終的な計画として定めるというようなスケジュールで進めていきたいと思えます。スケジュールを含め説明は以上です。

- 会 長：はい、ありがとうございました。ほぼ1時間です。長い説明でしたけれども、只今の議題について御意見・御質問をいただきたいと思えます。ゆっくりと見直してもらって分からないところがあれば御質問いただければと思えます。よろしくお願ひします。31 ページ～70 ページぐらいまです。どうでしょう、よろしいでしょうか。
- 福祉係山本：53 ページにある利用者支援事業なんですけれども、その中で量の見込みと確保方策の中で基本型・特定型・こども家庭センター型というふうにあつて、下の方に※で注釈が2つほどあるんですけれども、その中でも母子保健型という部分、ここがたぶんこども家庭センター型ではないかなと思ふんですけれども。
- 会 長：事務局いかがでしょうか。53 ページの今後の方向性と書いてあるところの少し上の2つの※の下の方ですね。母子保健型と書いてあるが。
- 萩 原：すみません。こども家庭センター型に訂正させていただきたいと思ひます。ありがとうございました。
- 町 長：今の訂正でいいの？確認とらなくていいの？
- 見山研究員：今は母子保健型という名称が残っているというか、今はその制度なんですけど、こども家庭センター型に今度移行していく予定です。ここは国の指定の様式があつたりするので、ちょっとこれに関しては国の様式でこういうふうに表示してくださいねという様式があつたりするので、それをもう一度確認してこども家庭センターにした方がいいのか、母子保健型の文言を残しておくのか調整させていただくようにいたします。
- 会 長：では事務局の方で1回確認して標準に則つたものにするということでお願ひします。その他どうですか。
- 副 会 長：すみません、教えてください。37 ページの令和2年4月1日に子育て支援包括支援センターを設置されているわけなんですけど、これは健康係でやっているんですか、今？それに関連して、それがここで示されている子育て世代包括支援センターの存在が認知されていないというのは、子育て世代についてというのはこれと同じことなんですか。
- 会 長：まずは子育て支援包括支援センターというのはどこの課でやっているのかということなんですけど。設置をして運営しているのは？
- 木野主幹：健康福祉課健康係が事務局です。
- 副 会 長：福祉なので手帳をもらっているのを把握しているから、そのところで

連携が取れているのかなと思いますけど、色々あるのかなと思いますけど。
この世代包括と同じになる…？

- 会 長：子育て世代包括支援センターというのと子育て支援包括支援センターは別物ですか？
- 見山研究員：子育て世代包括支援センターというのが法律的なというか制度的な名称なんですけど、自治体さんによってその法律で定められている種類の施設に対してそれぞれ自治体さんで付けられている名称が変わったりするので、その影響かもわかりませんが。実際やられているのは子育て支援包括支援センターという名称でやられていますか。
- 菅谷保健師：子育て世代包括支援センターで要綱は設置されています。
- 見山研究員：そうなんです。こちら下の本文中を修正する必要がありますね。
- 副 会 長：それと関連して、内容的なことになるのかも知れませんが 53 ページの今後は庁内各関係機関との連携のうへ、こども家庭センター、今、福祉係山本さんからこども家庭センターの話が出ましたが、このこども家庭センターも私たちよく分かっていないんですけど、これというのはこの子育て支援包括支援センターと同じような内容で、ただ国からの名前等でこども家庭センターがこれから設置されるということでしょうか？
- 菅谷保健師：こども家庭センターというのがその 37 ページの子育て世代包括支援センターという役割とあともう 1 つ、児童福祉の方でこども家庭支援拠点というのがあるんですけども、その役割を 2 つ合わさったかたちがこども家庭センターというふうになるんですけども。
- 副 会 長：内容的には今のこども・子育て支援と子育て包括支援センターと 2 つやっていると…
- 菅谷保健師：今は子育て世代包括支援センターに西伊豆町には設置されている状況です。
- 副 会 長：では家庭センターになるとどういうふうに変っていくんですか。
- 菅谷保健師：母子と児童福祉が合わさったかたちのものがこども家庭センターと言われています。
- 会 長：今の子育て支援包括支援センターの機能プラス児童福祉の機能が新たに付いてこども家庭センターとして活動するようになってくるという、今後。
- 菅谷保健師：はい。
- 副 会 長：たぶん今までも児童福祉からの観点でも町としては対応してるんじゃないですか。
- 福祉係山本：先ほどからの説明の補足になるんですけども、そのこども家庭センターというのが先ほど説明した通り、子育て世代包括支援センターというのとその児童福祉のこども家庭支援拠点というのがあって、この児童福

社の部分というのは主に保護を要する要保護の児童の対応をもった機能の拠点ということになります。子ども家庭センターというのは、子育ての一般的と言ったらあれなんですけど標準的な相談と支援に特化したところが合わさっての機能のものというのが子ども家庭センターというものになります。設置については、今は努力義務ということになっているんですけども、そのセンターを置くのにどういったスタッフを置いたらいいかということも基準が決まっていますので、うちの方は専門職が少ない状態になっていますので、規模的にもどうするのかというのを検討しているような状況です。役割としては、児童福祉の方でその保護を要するというのは要保護児童対策地域協議会という会議もあるんですけども、そこで運営しているので建物的にはちょっと設置というものにはなっていないんですけども、実際機能としてはこういうのというのが状況です。

■副会長：今までもやっているけれども、内容を密にして母子と福祉の方から子ども家庭センターを設置してやっていこうという理解でよろしいでしょうか。

■健康福祉課職員：はい。

■会長：よろしいですかね。では、その他どうでしょうか。それでは、御意見もないようですので事務局の説明と先ほどもまでのスケジュールの案について賛成の方は挙手をお願いします。はい、賛成多数のため事務局案で進めさせていただきたいと思います。このあとパブリックコメントを行います。よろしくお願いします。次に進ませていただきます。議題(2)バスケットゴールについて 担当より説明をお願いします。

■齋藤係長：座って説明させていただきます。まちづくり戦略課の齋藤と申します。よろしくお願いします。私からは屋外バスケットゴール設置についてということでまちづくり戦略課の方で模索しましたので報告させていただきます。まず、ここまでの経緯としまして今年度の第1回の子ども・子育て会議の時ににおいて、町内の子どもたちが外で遊べる場所がないという意見があったと。そして仁科の避難タワーとか商工会のギャラリーパーク等にバスケットゴールを設置する案が出たということで、まちづくり戦略課の方で町内色々調査をして参りました。設置するにあたり、まちづくり懇話会とか子ども子育て支援事業計画のニーズ調査の結果等を確認したり近隣保護者の聴き取りとか色々させていただいたのですが、その内容はバスケットゴールの設置とか公園整備等、屋外の遊び場を要望している保護者が多数いるということが分かりました。そのことを元にしまして第1回の子ども・子育て会議で意見があった仁科地区内での設置場所の候補地ということで調査をして参りました。調査した結果、資料の下の表になるんですけどもそちらを御覧いただければと思いま

す。まず1つ目につきましては、先ほども言った商工会の場所のギャラリーパークです。ここのメリットとしましては、町の中心地になるので人目があるということ。また子どもが集まりやすいということが考えられるかなと思います。逆にデメリットとしましては、近隣に住宅地があるため騒音問題が考えられると、そして、あそこは公園というか円で段々になっているような場所になるんですけど、そこを壊すだけで見積もりを取ると1,000万円以上1,300万円くらい、壊すだけで掛かってしまうという多額費用が掛かること。そして設置までに壊したり等あるので時間を凄く費やすということがデメリットで考えられるかなと思います。2つ目の避難タワーについてです。こちらについても第1回の子ども・子育て会議のこの場で話が出たかなと思うんですが、メリットとしましては災害が発生、地震発生とか津波が来る時にはすぐに垂直避難ができると。遊んでいる子どもたちが守られるというのが大きいメリットかなと感じます。またデメリットとしましては、作りがコンクリート打ちっばなしみたいになって囲まれているため、ボールをつくると実際私と部下と一緒にやって来たんですけど、とても大きな音がして近隣から苦情が出るだろうなというのを感じました。また道路に面しているためボール等の取扱いにおいて非常に危険かなというところがデメリットであります。またこの避難タワーについては、バスケットをしている子どもたちは避難できるんですが実際起こった時に津波が来るとか地震で揺れた時に、逃げてくる人たちの妨げになると、逆にそれが倒れたりとか津波で流されて階段を塞いじやったりとかそういったのでそういう方々の妨げになる可能性があること。また防災課の方にも協議に行ったんですが、そもそもとしてバスケットをやる仕様になっていないので会計検査等もまだ終了していないので、設置の方は避けていただきたいという回答を防災課の方からいただいております。次、3点目です。安城公園になります。ここのメリットとしましては、特に手を加えなくてもそのままの状態非常に安価ですぐに設置できるということがメリットかなと考えます。また施設は広いので大人数で使用できる点などが考えられます。バスケットだけではないのかなと感じます。また懸念されていた国立公園法とか文化財法についても移動式のこの下の写真にある旧賀茂幼稚園に設置されているようなこの移動式のバスケットゴールであれば問題はないでしょうということで担当の方からは回答をいただいております。こちらのデメリットとしましては、以前にこの会議の中でも話題で上がったと思うんですが施設の的に奥まっているような作りになっているので、人目が付きにくいというところで子どもたちの様子が見えないということがデメリットとして考えられるかなと思います。最後4点目ですね。こちら大浜グラウンドです。昔ゲートボー

ルとかをやって私が小さい頃なんかはあそこに実際バスケットコートが両面ありました。今、どのタイミングでちょっとなくなったのかは分からないですけど今は実際ないような状況の所になります。こちらについてはメリットとしては、安城公園同様に安価ですぐに設置できるということが考えられるかなと。デメリットとしましては、大規模災害の大津波なんかが来るといふ時には高台が大浜の公民館しかないのがちょっと心配かなというのがデメリットとして書いてございます。まちづくり戦略課の方では、その他に中地区とか沢田地区とかその他候補についても色々模索はしたんですが、使いやすさ、距離とかあとは費用ですね、安全性、騒音とか色々なことを考えた観点から安城公園と大浜グランドの2カ所のどちらかが良いのではないかとということで設置場所について決定しましたので協議をいただければなと思っております。また場所を決定しましたら資料にも記載してございますがこれからの進め方ということについて、バスケットゴール設置後の使用方法などについて協議できればと思います。御協議をよろしく申し上げます。

■会 長：今、どこまで決まっているんですか。ギャラリーパークと避難タワーはダメだよと。安城にするか大浜グランドにするかならやれなくはない？

■齋藤係長：そうですね。戦略課でいろんな面から考えてそこの2カ所がいいんじゃないかと。ちなみに今、こちら安城公園と大浜グランドに置く移動式のバスケットゴールでしたら5万円～7万円ぐらいで設置ができるというような業者さんから見積もりをいただいております。

■会 長：今、安城と大浜グランドだったら1基5～7万円ぐらいでできるだろうというようなことでしたけれども、これについていかがでしょうか。

■〇〇委員：安城公園って、1個窪んでいるところに1個だけ置くんですか。

■齋藤係長：予定では1個置くというので考えています。

■〇〇委員：それってポールは自分達で持って来て、ただゴールだけ置くよっていう感じで。

■齋藤係長：イメージは、はい。

■〇〇委員：そのゴールってうちにもあって使用しているのとまったく一緒なんですけど、かなり雨とか降ると水がこのポールの中に溜まって、風が吹くとすごい揺れる。水が溜まって尚且つ重くて、ここに使用しない時は倒して土のう等で押えるって書いてありますけど、これを子どもたちがいざ使う時に子どもたちで上げて使用するってことですよね。

■齋藤係長：今、賀茂幼稚園がそういう使用の方法をしているみたいなので同じようにできればなというのが戦略課で話してる。

■〇〇委員：たとえば劣化等とかあるじゃないですか、ずっとやらないとか潮がかかって、そうした時ってたとえば何かのひょうしでゴールの紐がよく切れたりするんですけど中高生とかが使っていると、うちも何回か張り替え

たりしてますけど。あれってその都度に張り替えとか新しいのに交換とかしてくれるんですか。

- 齋藤係長：そこは私の回答では難しいです。予算が絡んでくるので。基本的に前回言われたのは場所の位置についてということで、その後については協議ということで進めさせていただければなと思っております。
- ○○委員：その大浜グラウンドでも、さっきおっしゃったように両方昔はあったみたいなことを言っていましたけど今回は1個。
- 齋藤係長：そうですね、基本的には1つということで。とりあえず実証的なかたちでそれで使用がすごいあるとか、他の地区もということであれば安価のものであれば他の所も置いてもいいのかなというのは私個人的には思っています。
- ○○委員：安城公園だと開いている時間が決まってると思うんですけども、その範囲内でやってよという感じですか。
- 齋藤係長：そうですね。
- ○○委員：大浜グラウンドだとそれも決めるんですか。
- 齋藤係長：それがこの下にした使用法の例ということで、使用時間についてということでその辺も話し合っただけであればなと、町側で何時までとかというのはないので皆さんで話し合っただけであればと思います。
- ○○委員：西伊豆中学校があった跡地はダメだったんですか。
- 齋藤係長：あそこはまだ後利活用が決まっていないので、そこは除外をさせてもらいました。
- 会 長：西伊豆中の跡地はまだ使えないということですか。
- 齋藤係長：そうですね、まだ何に使うか決定していないので。
- ○○委員：こういうのに使うよみたいな感じではダメなんですか。決定していないから。
- 齋藤係長：私からは何とも言えないですね。
- 会 長：現状自由に使える土地じゃないということですね。
- 齋藤係長：あそこは学校を建てる予定で取ったというのもあるので、住民感情とか色々あると思うんですけど。
- 会 長：現状建てるのであれば安城と大浜と2カ所でゴールは1個ずつ。
- 齋藤係長：基本的にはそう考えて、移動式ですので1回置いてみて都合が悪ければ動かすというのもできるのかなと個人的には考えております。
- 会 長：まずは設置を希望するかどうかですね、その2カ所に。その2カ所ならいらぬよと言うんだったら設置しないということですね。
- 齋藤係長：はい、それでいいと思います。無理矢理というわけではありません。
- 会 長：どうでしょう。
- ○○委員：子どもたちの遊ぶ場所がないから欲しいです。それでなくても、どこで遊ぶのって毎日のように家にこもっている感じで、小学校しかないし遊

ぶ場所も特にないよみたいな感じだったら、どこかにこれがあるよみたいになったら年齢関係なくみんなでコミュニケーション取れそうなので。

- 山本園長：それは小学生ですか、中学生ですか。
- 〇〇委員：小学生も中学生も。
- 山本園長：小学生も中学生も。
- 〇〇委員：田子は何か元中学校あたりにみんな集まって遊んだりするみたいなことを言っていましたね。
- 山本園長：中学生は部活で忙しいのでなかなか遊ぶ時間はないです。
- 〇〇委員：でも部活動がなかったら、3年生とかないじゃないですか。受験の気晴らしにとか、土日とかそういうのもあるから。やっぱりないとあるとじゃ気持ち的にもちょっと違うかなと思います。
- 山本園長：だんだん外に出なくなっている。
- 〇〇委員：でも、それでも無いと有るとじゃ違いますよね。だってゲームばかり家でやるんだったら体動かしたりとか。
- 山本園長：自分達で出て行くようならいいですけど。
- 〇〇委員：なんか誘いやすくなりませんか？今日バスケやりに行こうとか、外遊びに行こうとか。海で遊んでいる子とか結構いますよね、仁科は。
- 山本園長：自分達で遊びを見つけられればいいと思いますけどね。
- 〇〇委員：まあ、そうですね。そうすれば自分達で。ですけど、そもそも遊ぶ場所がないから遊具がないじゃないですか、ブランコはあったとしても。だって小さい子がお父さんと安城とか遊びに行ったらバスケットゴールとかがあったら、ちょっとやってみようよとかになったりするんじゃないですか。
- 山本園長：ただ、これのバスケットゴールって大きいんじゃないですか。
- 〇〇委員：なんか調節できるんですよ、下のボッチで。そうですね。
- 齋藤係長：ごめんなさい。旧賀茂幼稚園のを見て来たので…たぶん固定はしてあったんですけど動くかどうかはちょっと分からないですね。
- 山本園長：前、賀茂幼稚園に行った時には風が強かったからか倒してありましたね。
- 会 長：普段は倒してあるんでしょうか。
- 齋藤係長：そのまま置いてあったりとか。
- 会 長：使う時に自分たちで設置するということですね、ガシャンと立ち上げる。
- 齋藤係長：風の強い時ですかね、倒してあるのは。
- 会 長：とりあえず希望があった仁科地区に建てるのであれば、2カ所分予算を取ってくれると。
- 齋藤係長：ごめんなさい、1カ所分の予算です。
- 会 長：1カ所分。じゃあ、どちらかに？
- 齋藤係長：どちらかにということ。

- 会 長：1個ね、両方じゃなくて。欲しいということですので、じゃあ仁科の人の意見が優先されると思いますからどっちがいいですか。やっぱり普段使うのは仁科の人なので。
- 朝 倉：動かせるんだよね？移動でき、欲しいんだったら、1回買ってどちらかに設置して両方にやってみるとか。
- 齋藤係長：すごい使用頻度が多くて人気があってということなら、もう1個買ってもいいと思うんですけど。
- 会 長：とりあえず購入してもらって最初はどっちに建てますか。最初の納品場所。
- 町 長：使わなければ2度と設置しないという話になる。
- 会 長：そしたら仁科小にください。安城と大浜どっちがいいですか。最初建てるなら。
- 〇〇委員：大浜グラウンドって下が砂ですよ。
- 齋藤係長：そうですね。ゲートボールとグラウンドゴルフを今もやってる所です。
- 町 長：先生、使わなかったら仁科小に欲しいですよ。
- 会 長：仁科小は貰えるの？
- 町 長：初めから仁科小にいたらどう。
- 齋藤係長：そうですね。
- 朝 倉：会長、大丈夫ですか？
- 会 長：肋木を撤去したからそこが空いてる。
- 町 長：そこでお試しをして。
- 齋藤係長：それでもいいですよ。
- 町 長：そしたら小学生が自然と遊ぶかもしれないし。
- 朝 倉：放課後児童クラブも使える。
- 会 長：放課後児童クラブも使うと思います。
- 町 長：管理は小学校にやってもらって。
- 副 会 長：子どもたちが遊びに来るんじゃないですか。
- 会 長：結構来ますよね、中学生も。
- 副 会 長：土日、来ますよね。
- 会 長：平日も来ますよ、中学生。
- 〇〇委員：夕方いますよね、結構。仁科小学校に置くことができるんですか。
- 齋藤係長：先生が良ければ。
- 町 長：先生が欲しいと言えば。
- 会 長：じゃあ、いいですか。仁科小にいらしてください。
- 齋藤係長：そのようにさせていただきます。
- 〇〇委員：それでもし人気だったら、もう1回どこかに置いてくれるということですよんね、人気だったら。
- 朝 倉：業者さんがたぶん仁科小に納品に行くので、場所は校長先生、お願いし

ます。

- 会 長：了解です。ありがとうございます。
- 齋藤係長：またじゃあ、日程が分かり次第連絡します。
- 会 長：ありがとうございます。使用時間は一般的に考えて仁科小は照明施設もあるんで明るい。
- 町 長：陽が当たってる間で。明るい時に。
- 会 長：安全に使えるように準備します。ありがとうございます。いただきました。
- 副 会 長：すみません、いいですか。その他になるのか、今のこの事に繋がっているのか分からないんですけども、前回の子ども・子育て会議で遊び場がない、遊ぶ場所がない。会議が終わった後、ちょっと話をした時にやっぱり夏、異常気象で 30 度を超えて外には出られない。西伊豆町特有の西風の時に外では遊べないというのがすごくあって、どうにかできないかなというので私もちょっと園の運動会の時に N 谷さんにちょっと御相談をして協力者を募ろうと思って色々声を掛けたんですけど、N 谷さんの考えは御存知だと思います保護者なので、外で子どもたちが遊ばない、遊び場所がないということで教育委員会に直接行って、体育館を貸してくださいということでこの前、1 回目の「体育館で遊ぼう会」をやって、その時に小学生が 11 人。その時も仁科小の子だけじゃなくて賀茂小の子も来たりそれから幼児、その時には最初は小学校の子どもたちをとということだったんですけど、幼児とか兄弟関係もいたり親もいて対応して 1 回目にしてはすごく良かったよねって話で、これが 1 回で終わらずに続けてできる対応にしていくためについて言って、N 谷さんが教育委員会と交渉してくださった時に無償で体育館を貸してくれる。これ素晴らしいことだなと思うことと、もう 1 つは必要なものがあったら買ってくれるって言ってボールとかなんか色々考えて子どもたちが遊びたいようなものを買ってくださるということで、少しずつお母さんたちというか保護者の協力体制ができて来ているなというのが素晴らしいことだなと思って、いつまでも遊び場がない、何ができない、何がないというのではなくて、それが継続してできるようにしていくのを、やっぱり考えて行こうって話はしたんですけど、とてもありがたく N 谷さんにも今日、子育て会議があるので紹介しながら教育委員会にお礼を言っておきますって言うていたんですけど、ほんとにこれからもみんなで子育てをしていく、今回の第 3 期の子育て計画もすごい具体的なものも入っているので、みんなで協力してやっていけたら素晴らしい子育てに優しい西伊豆町になるんだろうなと思いながら聞いていました。ありがとうございます。
- 朝 倉：よろしいですか。第 2 回目をやるようで昨日ですかね、卓球のラケット

とネットとボールとバドミントンのラケットを今あるものを選んでもらってお貸ししたりとか…、何でも買うわけではないです。予算の範囲で消耗品とかであればそれはご協力させていただきますという話はさせていただきます。あと町長の方からも、場所的なものも色々あるとは思いますが体育館じゃなくても、津波避難施設の会議室とかそういう所も御利用したらどうかというお話もいただいておりますので、それはN谷さんにも伝えてあります。

■副会長：そのところで1ついいですか。これにもあるんですけど、空き教室を利用したりとかというのがありますが、その時に使用する、今予算内でバドミントンとかありましたけど、じゃあ子どもたちが遊ぶためにたとえばダンボールを使って遊ぼうとなった時にガムテープだとかセロテープとかそういう消耗品的なものは買っていいんですか。それと私ごめんなさい、自分だけの考えなんですけど、案外遊び場がないって言うてるわりには親子で出ないんですね。支援センターで第2・第4土曜日支援センターが開いているけども案外親子って行かないんですね。前に、私的なことなんですけど、息子親子が行った時に誰も来ず、その1組しかずっと遊んでなかったと。ないっていうわりには出かけない。でもイベント的なもの、たとえば「ななつぼし」やります、何々やりますという時にはすごく来るんですよね。じゃあ、こういうイベントとかリトミックやりますと言ったら、みんなすごく来るんですけどそういものでなければ来ないのでは困るので、それが継続していくためには色々考えなくちゃいけないと思うので、そういう消耗品的なものは買ってもらえるのかな。ボランティア的にやるわけじゃないですか、でも子どもたちが使用する実質的な実費はその子たちからもらうわけにはいかないの。

■町長：その辺は教育委員会が消耗品と認める程度であれば、うちの方で出してもいいんじゃないですか。ただ要は、子どもは預けるけど親は知りませんよ、勝手にやってくださいみたいなのは困るので、やっぱりそこはちゃんと保護者さんもそれなりにご協力をいただかないと。なんでも町に預ければ、私たちは遊びに行きますっていうのは勘弁してもらいたいですけどね。そこさえ成立すれば別に場所の提供、消耗品の提供は良いじゃないですか。

■副会長：ありがとうございます。

■会長：物は仁科小の体育館に置いておいたりします？置き場所をちゃんとしないといけないですよ。

■朝倉：どういう物を作るかですよ。

■副会長：基本的には増進センターが来やすいので、賀茂の方からも来やすいのでまた借りるのも今、色々ありますよね。鍵がどうだこうだ、だから仁科小に行かなくても増進センターでやるのが多いんじゃないのかな。

- 朝 倉：それは言ってもらえればそんなにかさばる物でなければ。
- 会 長：バドミントンのセットとか置く場所を確保しなきゃならないかなと、仁科小でやるなら。
- 朝 倉：行く時、行く時に借りに来て持って行ってもらってまた返してもらおうというふうな。
- 会 長：了解です。その他にもう入っている感じなんですけど、その他として何かご意見ありますか。この機会ですから。
- 藪田委員：すみません、いいですか。
- 会 長：どうぞ。
- 藪田委員：よろしいですか。ちょっとお伺いしたくて、ちょっとお母さんたちにもお伺いしたいんですけど、西伊豆町社会福祉協議会の藪田です。私たちの方では地域防災に関する色々と研修会だとかを住民の方たちと一緒にやっているんですけど、子育て世代のお母様方とかお父様方を対象にパパママ防災というのをちょっと計画したいなと来年度考えているんですけど、興味を感じるのはたぶん能登半島地震だとかいろんな災害だとかが起こっている中で、やっぱりお母さんお父さん世代はきっと防災に関する事だとかもすごく不安なこととかがあるかなとというところで、開催できたら、なんていうふうに思っているんですが、その開催にあたってもし参加するとしたら、日中、休日の日中がいいのか、夜間がいいのかというところで、前回実はちょうど3、4年ぐらい前に計画したんですけどもコロナになった期間になってしまって参加者がなかなかいっしょにならなかったんですけども。なんかそういったところで参加しやすい、お母様方お父様方が参加しやすいところで計画したいなと思っているんですけども、夜間帯がいいのか、それとも休日の日中がいいのかというところでどっちがいいかなというところを聞かせていただけたらなと思うんですけど、いかがですか。
- 〇〇委員：それって子連れで？
- 藪田委員：一応、前は託児ボランティアさんをお願いをして、そういったのを作ってみたんですけども、日中だったら確かにそういうのも必要かなと思ってますけど。
- 〇〇委員：内容的には？
- 藪田委員：そうですね、たとえば防災に関する子育て家庭にこういったものを常時装備品として備えておくといいよだとか、実際に避難所に行った場合にこういうことが起こりますよだとかという被災地で起こった事例等を踏まえて提案等できたらと考えているんですけど。時間的にも2時間位が精一杯と。
- 〇〇委員：大田子は防災訓練の後、コミュニティセンターでそういう講座があって、防災訓練は必ず行くからその続きとかの方が行きやすいなと思いま

す。

- 藪田委員：何か町で行っているようなことの後でそのままできる感じが良いということですね。
- ○○委員：なかなか夜間それで行こうかどうしようか…
- 藪田委員：お休みの日中はなかなかこういう時間は取りきれない？ですね。はい、了解しました。ありがとうございます。すみません、お時間頂戴いたしました。
- 会 長：その他どうですか。じゃあ、事務局からまた何かありますか。
- 朝 倉：今年度の会議はこれで終わりとなりますけれども、このあと町民の方むけのパブリックコメントをさせていただきます。その結果を得て、また委員の皆様にご意見をお伺いすることがあるかも知れませんが、またその際はご協力をいただければと思います。以上です。
- 会 長：はい、議題は以上になります。ご協力ありがとうございました。事務局の方にお返しします。
- 朝 倉：はい。長時間にわたり御審議ありがとうございました。計画の策定に向けて最終段階で進めて参りたいと思いますので、今後ともよろしく願いいたします。また会長、議事進行の方ありがとうございました。これを持ちまして、令和6年度 第3回の子ども・子育て会議を終了いたします。お疲れ様でした。ありがとうございました。

以上、議題終了